

令和4年度 ～信濃町住宅リフォーム支援事業～

町内の経済活性化および町民の居住環境向上を支援するために、町内の業者を利用して行う住宅のリフォーム費用の一部を町が補助します。

＜募集受付＞ 令和4年4月22日(金)～

※応募先着順 ただし予算が終了した場合はその時点で募集を終了します。

■申請できる方 (以下の条件をすべて満たす方)

- ①町内に住所があり、リフォームを行う住宅に居住している方
- ②リフォームを行う住宅所有者又は住宅所有者の二親等以内の親族
※二親等以内の親族：祖父母、父母、子、兄弟姉妹、孫
- ③リフォームを行う住宅に居住する方全員に町税等の滞納がないこと
※町税等：住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、下水道事業受益者負担金

■対象となる住宅

申請できる方が現在居住する町内の住宅

- ※店舗、事務所等の居住用住宅以外の建物は補助対象外です。
- また、併用住宅（同一建物内において、居住用住宅のほかに店舗等の居住用以外の部分を有し、居住用部分の床面積が全体の1/2以上の建物）の場合、居住用部分のみの工事が補助対象です。

■補助率・限度額

補助対象工事費の20%を補助 (1,000円未満切捨。補助上限額25万円)

※ただし工事費が10万円(税込)以上であること。

補助加算金 (下水道接続工事を行うことにより補助金額が下記により加算されます。※令和3～5年度まで)

- ①合併浄化槽を改修し公共下水道等へ接続する工事 (対象工事費の100%を補助。1,000円未満切捨。補助上限額10万円)
- ②汲み取り式便所を改修し公共下水道等へ接続する工事 (対象工事費の100%を補助。1,000円未満切捨。補助上限額20万円)

■申請方法

補助金交付申請書に必要事項を記入し、以下の書類を添付して下さい。

- ※補助金交付申請書は管理・国土調査係窓口、または町ホームページで取得できます。
- また施工業者が代理人で申請することもできます。(委任状が必要になります。)

- 【添付書類】
- (1) 対象住宅の案内図
 - (2) 工事内訳見積書 (補助対象工事と対象外工事を区別したもの)
 - (3) 補助対象工事の内容が分かる書類 (図面・仕様書等)
 - (4) 補助対象工事を行う住宅全体及び工事施工箇所施工前の写真
 - (5) 確認申請が必要な増改築の場合、確認済証の写し
 - (6) 委任状 (施工業者が代理申請する場合)

▼補助金申請について

- 1) 補助金申請は「リフォーム工事の着手する前」をお願いします。
- 2) 必ず町から通知する「交付決定通知書」を受けてから施工業者と契約し工事着手して下さい。
- 3) 補助金交付は申請できる方及び対象となる住宅についていずれも1回限りです。※1

※1 過去に補助金交付を受けた方および住宅は対象となりません。ただし、過去に補助金交付を受けた場合であっても、下水道未接続の場合は下水道接続工事を行う場合に限り2回目の申請を行うことができます。

- 4) 交付決定を受け、事業の廃止をした場合、翌年度以降申請はできません。
- 5) 先着順により申請を受付、審査を行い、予算額に達した時点で受付を終了します。
- 6) 施工業者による代理申請は1回の受付につき1件とします。

■対象となる工事 (以下の要件をすべて満たすリフォーム工事)

- ①町内の施工業者が行う工事であること。
- ②リフォームに要する費用が10万円(消費税等を含む)以上であること。
- ③令和5年3月31日までに実績報告書を提出できる工事であること。

※リフォーム：既存住宅の機能や性能を維持・向上させるために行う修繕、補修、模様替え、一部増改築等の工事のこと。

※町内施工業者：以下のいずれかに該当することが条件となります。

- ・町内に町の法人町民税が課せられている事業所を有している法人
- ・町内に住所を有する個人事業主

【補助対象工事の例】

○…補助対象工事 △…一部補助対象工事 ×…補助対象外工事

建物全般	○	住宅の増築・一部改築工事
	×	工事に係わる設計費
	×	物置や別荘など住宅建物と同一棟の建物でない部分に関する工事
	×	店舗、事務所棟との併用住宅では、住居部分以外の工事
	×	マンション等の集合住宅では、住戸専用部分以外の工事
	×	改修、増改築を行わない取り壊しのみを行う解体工事
	×	住宅建物の全面的な改築工事(耐震補強工事のためやむを得ない場合を除く)
外装工事	×	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事
	×	他の補助金等の対象となる工事 (他の補助を受けている場合であっても、明確に区分されていれば重複しない工事部分は対象)
	○	屋根の葺き替え・塗装等の工事
	○	外壁の張り替え・塗装・修繕等の工事
	○	窓ガラス、サッシ、網戸等の改修・交換、断熱処理等の工事
	○	土台・基礎の補修工事
内装工事	○	風除室の設置
	×	造園、門扉、塀等外構に関する工事や井戸に関する工事
	○	床、天井、壁等の張り替え(クロス等の張り替え含む)、修繕、断熱改修等の工事
	○	建具の修繕等 (ふすまの張り替えを含む)、畳の入替等 (表替えを含む)
	○	手摺りの設置、段差解消、階段・廊下幅の拡幅等のバリアフリー改修工事
設備工事	×	カーテンの取替等
	○	浴室、台所、トイレ等の水回りの改修工事 (給湯器、ユニットバス、システムキッチン、洗面化粧台、便器等製品の設置・交換を含む)
	○	汲み取り便所等を改修し農業集落排水、又は公共下水道へ接続する工事
	△	汲み取り便所等を改修し合併浄化槽を設置する工事 (但し信濃町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金で交付対象となる工事以外の工事)
	×	電話やインターネットなどの配線工事
その他	×	電化製品の購入 (テレビ、冷蔵庫、洗濯機等)
	△	耐震補強工事 (但し信濃町住宅耐震補強事業補助金で補助対象となる工事以外の工事)
	△	バリアフリー化工事 (ただし他の補助制度対象以外の工事部分)
	△	太陽光発電設備 (ただし他の補助制度対象以外の工事部分)

■お問い合わせ 信濃町役場建設水道課管理・国土調査係 TEL 255-6821 (直通)

その他の補助制度

町では、住宅リフォーム支援事業の他に以下の補助制度があります。詳細については担当窓口までお問い合わせください。

事業名	補助対象となる費用	補助内容	対象となる工事の種別				担当窓口
			新築	増築	改築	改修	
<u>住宅・建築物耐震改修促進事業</u> <概要> 昭和56年5月31日以前の木造住宅の耐震化に係る費用の一部を補助します。	【耐震診断】 木造住宅の地震に対する安全性評価に要する費用 ----- 【耐震改修工事】 上記耐震診断の結果、「耐震性無し」と判定された住宅の耐震性を確保するための耐震改修工事に要する費用	町から耐震診断士を派遣 (無料) ----- 対象経費の50%を補助 (補助上限額：100万円)				○	管理・ 国土調査係
<u>克雪住宅整備事業</u> <概要> 住宅屋根の克雪化に係る費用の一部を補助します。	【融雪型】 屋根に熱エネルギー（電気、ガス、灯油、日照、外気等）を利用する融雪装置の設置に要する費用 ----- 【自然落雪型】 屋根雪を自然落雪させる構造に改修する費用 ※屋根勾配等の基準あり ----- 【雪下ろし型】 雪下ろし作業の安全対策を講じる費用	対象経費の20%を補助 (補助上限額：60万円) ※高齢者世帯等の場合は補助率等が異なります。 ----- 対象経費の20%を補助 (補助上限額：45万円) ※高齢者世帯等の場合は補助率等が異なります。 ----- 対象経費の50%を補助 (補助上限額：16万円)	○	○	○	○	管理・ 国土調査係
	【改修工事】 空き家の修繕、補修、模様替え、一部増改築等に要する費用 【家財の撤去】 使用されず残置された家財道具等の処分に要する費用	改修工事…対象経費の50% 家財撤去…対象経費の100% (上限額：5万円) (全体の補助上限額：25万円)		○	○	○	
	【除却等】 危険住宅の除却、動産移転、跡地整備、仮住居、その他移転に伴い必要となる経費 ----- 【住宅建設等】 危険住宅に代わる住宅の建設または購入するための資金を金融機関から借り入れた場合、借入金利子（年利率8.5%限度）に相当する費用	対象経費の100%を補助 (補助上限額：78万円) ----- 対象経費の100%を補助 (補助上限額：建物に係る費用は310万円、土地に係る費用は96万円)	○				
<u>小型合併浄化槽整備事業</u> <概要> 下水道未整備地区における専用住宅の小型合併浄化槽の設置・維持管理に係る費用の一部を補助します。	【設置費補助】 10人槽以下の小型合併浄化槽設置に要する費用 ----- 【維持管理費補助】 小型合併浄化槽の維持管理（保守点検）に要する費用	人槽に応じて補助→[5人槽] 38万2千円、 [6～7人槽] 47万1千円、 [8～10人槽] 68万1千円 ----- 小型合併浄化槽1基につき1万円を補助	○	○	○	○	上下水道係
<u>住宅取得資金利子補給金</u> <概要> 住宅取得資金の融資利子に対して補給金を交付します。	住宅取得融資を受け、最初の償還金から起算して60ヶ月の期間に支払った利子額	前年の1月～12月までに支払った利子の50%以内を補給 (補助上限額：10万円/年) ※年度を通算する場合は上限50万円	○				※中古住宅取得含む まちづくり 企画係
<u>民間賃貸住宅建築補助金</u> <概要> 賃貸住宅の建築をする者（個人又は法人）に対して建築費用の一部を補助します。	<u>2戸以上の一戸建て住宅又は1棟あたり2戸以上の長屋若しくは共同住宅の建築に要する費用</u>	賃貸住宅の延べ床面積に応じて補助 →町内業者が施工する場合、3万5千円/㎡を補助 (補助上限額：1,300万円) →町外業者が施工する場合、3万円/㎡を補助 (補助上限額：1,000万円)	○				まちづくり 企画係

※上記記載内容以外にも補助金交付の要件がございますので、担当窓口でご確認ください。また、長野県でも省エネ等の各種補助制度を受付しています。